

アルビス婦中速星店 「大規模小売店舗立地法」に基づく計画概要説明会のご案内

地域の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

新店舗への建て替えのため、一時休業致しております婦中速星店につきましては、地域の皆様方にご不便をお掛けし誠に申し訳ございません。今回の建て替えにより、これまで以上にお客様に満足して頂ける店舗として生まれ変わります。新店舗も引き続きご愛顧のほどよろしくお願い致します。

また、本計画に伴い、先般「大規模小売店舗立地法」に基づく届出を富山県へ行いました。つきましては、同法に基づく届出概要についての説明会を、下記の日程にて開催致しますのでご案内申し上げます。

令和6年5月吉日

＜建物設置者＞アルビス株式会社

代表取締役 池田 和男

富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地

■開催日時：令和6年5月30日(木)

午後7時～午後8時迄を予定（受付開始時間：午後6時30分より）

■開催場所：富山市立速星公民館2階 会議室-1・2 富山市婦中町砂子田1-1

計 画 概 要		開催場所
(1)建物設置者	アルビス株式会社	
(2)店舗名称	アルビス婦中速星店	
(3)所在地	富山県富山市婦中町速星1070番地の1外	
(4)小売業者名	アルビス株式会社	
(5)店舗面積	2,203 m ²	
(6)駐車台数	122台（総収容台数269台）	
(7)営業時間	午前8時00分～翌午前0時00分	
(8)開店予定日	令和6年10月	

○本計画に関してご意見がある場合

■大規模小売店舗立地法の手続きの流れは以下のとおりです。

届出提出 → 公告 → 地元説明会 → 県の意見通知 → 新設(営業開始)

■大規模小売店舗立地法第8条第2項に基づき、大規模小売店舗の届出に対して、周辺地域の生活環境保持の観点から意見がある場合、公告の日から4か月以内に、県に対し、意見書を提出することができます。詳しくは経営支援課のHPをご覧ください。

県への意見提出期限 令和6年9月1日

【経営支援課HPアドレス】

<https://www.pref.toyama.jp/1300/sangyou/shoukoukensetsu/shoukougyou/kj00018168>

※本説明会は周辺地域の皆様に対し計画内容の周知を図るために、設置者であるアルビス株式会社が開催するものです。

※「大規模小売店舗立地法」とは…大規模小売店舗に起因する「交通」「騒音」「廃棄物」などの影響について、周辺的生活環境の保持の観点から、建物設置者(建物の所有者)による適正な配慮がなされることを確保するよう求めるための手続を定めた法律。

【お問い合わせ先】 中部リサーチセンター 岐阜県羽島郡岐南町平成三丁目166番地
TEL:058-213-1120 受付時間:午前9時～午後6時(土日祝日除く)